

四日市市告示第197号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第13条</u>（削除）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2</u> （削除）</p>	<p>（給付金の評価）</p> <p><u>第13条</u> 市長は、当該給付金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。</p> <p><u>2</u> 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2</u> この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

（こども未来部こども保健福祉課）